

コンサル業務の会計士に善管注意義務違反なし

# 資本政策でトラブル、 会社が会計士に損害賠償請求

上場を目指した会社（原告）が資本政策を巡り、コンサルティング業務委託契約を締結した公認会計士（被告）に対して提起した損害賠償請求事件で、東京地方裁判所（高橋貞幹裁判官）は令和8年2月19日、株式や新株予約権の払込金額等の募集事項は、原告の株主総会やその委任を受けた取締役の決定事項であるとし、被告の公認会計士の行為は業務委託契約上の善管注意義務に違反するものとは認められないと判断。原告の請求を棄却した（令和6年（ワ）第23524号）。原告は、被告は原告の利益のためではなく、出資者の利益のために業務を行ったと主張したが、資本政策表の内容について原告に随時説明しているなど、善管注意義務に違反する行為はなかったとしている。

## 原告の会社と出資者の株式が同数に

今回紹介する事件は、上場を目指した会社（原告）がコンサルティング業務委託契約を締結した公認会計士（被告）との間で生じたトラブルだ。

原告は、被告の会計士が第三者であるM氏とP社が原告に出資した直後に原告の株式評価額を3倍強（1株当たり4万円から12万5,000円）に引き上げる資本政策を作成し、これと同時期に、原告代表者FとM氏及びP社の株式保有数（新株予約権を含む）を同数にする資本政策を作成したとし（表参照）、被告会計士は、原告の利益のために業務を行わずM氏サイドの利益のために業務を行ったとして、業務委託契約の善管注意義務に違反するとして1,300万円余りの損害賠償請求を行ったものである。

## 会計士は資本政策表を作成し説明

裁判所は、被告の会計士は令和3年3月9日から同年4月17日にかけて、順次資本政策

表1～7を作成し、原告の代表者Fや取締役等に提示しているところ、①株式については、作成した資本政策表のいずれにおいても、原告設立時に代表者Fが1株当たり1万円で取得し、その後、M氏が1株当たり4万円で取得し、更にその後、別の出資者が1株当たり12万5,000円で取得するものとされ、②新株予約権については、資本政策表1～7で変動はあるが、資本政策表4以降では、新株予約権行使時の1株当たりの払込金額は、代表者Fが取得する新株予約権につき1万円とされ、その後にM氏が取得する新株予約権につき4万円とされ、③株式及び新株予約権の保有数については、資本政策表1～7で変動はあるが、資本政策表5以降では、原告もM氏も、それぞれ株式500株、新株予約権1,500個とされているとした。また、④資本政策表1～7においては、原告の取締役らとともに被告も原告の新株予約権を直接引き受けるか、M

**【表】 事案の経緯**

- ・F氏は令和3年3月5日、原告の設立時の発行株式総数に当たる500株を1株当たり1万円で引き受けて、原告の代表取締役役に就任。
- ・原告は令和3年3月19日、新株予約権1,500個（第1回新株予約権）を発行。原告の代表者Fが全部を引き受け。
- ・原告は令和3年4月9日、新株予約権1,500個（第2回新株予約権）を発行。（第三者である）M氏が全部を引き受け。
- ・原告及び原告の代表者Fは令和3年4月22日、原告の普通株式を、M氏に125株、P社が375株、それぞれ1株当たり4万円で譲渡。

氏が引き受けた新株予約権を譲り受けるものとされているとした。

**募集株式の内容は株主総会等の決定事項**

その上で裁判所は、このような被告の会計士の行為は被告により資本政策表を作成し提示したというにすぎず、原告が募集株式の発行を行う場合の募集株式の数や払込金額等の募集事項、募集新株予約権の内容及び数、払込金額等の募集事項は、原告の株主総会やその委任を受けた取締役の決定事項（会社法199条、200条、238条、239条）であるとした。実際にも、原告がM氏から出資を得ることは、原告の代表者Fは消極的な意向を示していたものの、他の取締役から説得を受けてこれを承諾しており、その後、原告はM氏

及びP社に対し、第2回新株予約権1,500個、普通株式500株を発行するなどしているとした。

加えて、被告は、最初のストックオプションの相手先がある程度決まっていればその人にしておいた方が贈与の問題が生じないとし、M氏の払込後に再度ストックオプション発行決議をするシナリオを作成するなど、各資本政策表の内容について説明を加えていると指摘。したがって、裁判所は、このような原告の資本政策に関する被告の行為は業務委託契約上の善管注意義務に違反するものとは認められないと判断し、原告の請求を棄却している。

**業務委託契約は株式公開に向けた助言であり、税務対応は含まず**

本件では、被告会計士が原告の設立後3か月以内に、原告に対し、青色申告やその承認申請手続に関する説明、アドバイスを行わなかったことが業務委託契約の説明義務に違反するか否かも争点となっていた。

この点、裁判所は、証券審査対応準備等の業務委託契約上の業務内容に照らしても、被告会計士の業務は原告の株式公開に向けた助言を本旨とするものであり、原告が被告に青色申告を含む原告の税務対応について委託したものと認められないとした。また、原告は業務委託契約に「経理業務に係る助言、監督」と記載があることを指摘しているが、会計や給与に関する事務である経理は、直ちに青色申告を含む税務対応を含むものとはいえず、原告が被告にこれを委託したものと解されないとした。